

平成27年9月定例会 過疎・少子高齢化対策特別委員会(付託)

平成27年10月6日(火)

[委員会の概要]

南委員長

ただいまから、過疎・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配布の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明、報告事項】なし

大田保健福祉部長

理事者におきまして、説明及び報告すべき事項はございません。よろしく申し上げます。

南委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

黒崎委員

私のほうから一点だけ、確認と申しますか、中間的にどうなっているかというのをお尋ね申し上げたいと思います。

昨年の6月の代表質問で、避難行動要支援者の名簿の作成、全体計画と個別計画の作成についてどうなっていますかと質問いたしました。全体計画については、粛々と進んでいっているというお話もお伺いしておりますが、個別計画については難しく、各市町村かなり努力をされておるんですが、なかなか前に進みにくいところもございます。内容が内容だけになかなか難しいところもいろいろありまして大変なんだろうなど、その時もそういう議論をさせていただいたように思います。

まずは、全体計画の進み具合については、いかがでございましょうか。

矢間地域福祉課長

ただいま、避難行動要支援者の名簿等々につきまして御質問いただいたところでございます。この名簿につきましては、東日本大震災におきまして、高齢者や障がい者等の災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に、多数の犠牲者が発生したことを受けまして、平成26年4月の災害対策基本法の一部改正によりまして、各市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたところでございます。この法改正の直後から、県におきましては、取組指針についての内容を各市町村の防災担当者に周知いたしました。そして、それとともに、平成26年1月には、災害時要支援者支援対策マニュアルの改定等に取り組んできたところでございます。全体計画につきましては全市町村でできておりまして、もう一つの避難行動要支援者名簿につきましては、義務付けされたこともありまして、県内全市町村におきまして整備が進められておりまして、本年4月1日現在の名簿への登録者数は5万2,720名ということで、昨年4月1日の3万2,857名から2万名増加して

いるといったところでございます。

黒崎委員

2万名増えて、5万2,720名まで増えているということで、着々と進んでいる確認ができるわけですが、個別計画のほうは義務化されていないと以前から聞いておるんですが、高齢者の方とか、避難がなかなか難しい障がいをお持ちの方であったり、そんな方に対して、一人ずつの避難計画を立てるということでございますんで、時間も確認も大事な内容になってくると思います。これについて、まずは県内市町村でどれくらい進んでいるのかというところからお願いします。

矢間地域福祉課長

ただいま、個別計画の作成状況につきまして御質問いただきました。各市町村におきましては、名簿の整理と並行いたしまして、あらかじめ各人別の具体的な避難方法などを定めておきます個別計画の策定などにつきましても、鋭意取り組んでおられるところでございます。ただ、本年4月1日現在で、7,985名の策定にとどまっているという現状でございます。

黒崎委員

この難しさは、どういうところにあるんでしょうか。私もぼやっと、これは一人ずつの計画でありますからなかなか難しいと。全ての方に自分を守ることを一番に考えて避難しなさいよと、ところが、避難の援助が必要な方が必ずいると、ここの難しさっていうのもある。その確認も要る。ということなんですけど、ここの難しさはどんな所にあるのかなと。もう一つは、対象になる人の選択は市町村に任されているという話も聞いてるんですが、そのことについて、各市町村がどういった絞り方をされているのか、分かるところまで結構でございますので、お教えいただければと思います。

矢間地域福祉課長

まず最初に、個別計画の策定ができていない困難さはどういったところにあるかということでございますけれども、個別計画の策定数が少ない理由につきましては、個別計画の策定に当たりましては、避難行動要支援者本人と具体的な打合せを行いながら、よりきめ細かな情報を収集する必要があるといったことで、策定までに非常にたくさんの労力と時間を要するといったことがございます。それと、地域によりましては、発生時に避難行動要支援者の支援を行う避難支持者の確保が難しいといったことが挙げられるところでございます。それから、もう一つ、市町村によって要件がそれぞれありますけれども、市町村ごとでやはり状況も違ってまいりますので、要支援者の、例えば身障者手帳の何級をお持ちの方とか、年齢につきましてもまちまちでございますので、そちらのほうは、市町村がより適正な形ということで、要件を定めているところでございます。

黒崎委員

国のほうは、どうなんでしょう。具体的にこういった方々について、大きく定めてある

んでしょうか。それとも、各市町村の状況に合わせてということになっているのでしょうか。

矢間地域福祉課長

国は、氏名でありますとか、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難等支援を必要とする事由、市町村長が必要と認める事項といったものを名簿に記載するように、法律の中で書かれているところがございます。それで、その名簿に沿いまして、各市町村のほうで登録の対象者を定めておりまして、例えば介護保険で要介護3から要介護5の認定を受けている者等々、各市町村におきまして名簿の登録対象者を定めているといったことで、ある程度のガイドラインは決められているところがございます。

黒崎委員

ある程度のガイドラインは定めてあるけれども、あとは各市町村が、その方を実際に面接した感覚、状況で判断していくということでもよろしいのでしょうかね、はい。

これ、我が鳴門市でも実はなかなか進んでないようでして、先ほど電話で確認しましたら、必要な方の数は3,500名ぐらいおって、実際は、まだ1,700名ぐらいしかなかかなか進んでないということがございますんで、恐らく各市町村、相当御苦労されていると思います。

実際は市町村が進めている内容であるんですけども、こういう遅々たることになっている状況でございますんで、県としても、広報するなり、もうちょっと働き掛けるなり、こういったことを是非お願いしたいと。災害はいつ起こるか分かりませんし。やはり、高齢者の方々を中心に、障がいをお持ちの方々、小さい方もそうですが、そういった方々に一番最初に影響が出ますので、是非とも広報等を大至急進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

矢間地域福祉課長

ただいま、県のほうでの広報についての質問を頂いております。県におきましては、各市町村における取組を支援するために、担当職員が市町村へ直接出向きまして、名簿の整理でありますとか個別計画の策定につきまして助言を行いますとともに、自主防災組織等が各地域で開催しております防災出前講座といったものにおいても周知を行うといった取組をしているところがございます。

各地域におきましても、個別計画策定以外に、地区の町内会や自主防災組織等によりまして、避難行動要支援者を支援するための取組が行われているということをお聞きしております。

県としては、今後とも、市町村における名簿の作成、個別計画の策定、地域における支援活動を通じまして、災害発生時における避難行動要支援者の安全確保が推進されますように働き掛けてまいりたいと考えております。

黒崎委員

是非ともお願いを申し上げます。災害はいつ起こるか分かりませんので、くどいようでございますが、くれぐれもよろしくお願ひ申し上げて、質問を終わります。

古川委員

少子高齢化対策について、何点かお伺いしたいと思います。

今回、一般質問の中で、子供の貧困対策について質問させていただきました。その中でお答えいただいたんですけれども、ちょっと確認をしたいと思うんですが、児童養護施設を退所して大学進学する児童に幾つか支援策を列挙していただきました。

まず、自立生活支度費の支給につきまして、どういう要件で支給ができるのか、どんな項目で、額の基準とか、実績、このあたりを教えてくださいませんか。

日下子ども・子育て支援室長

ただいま、児童養護施設を退所した子供、児童の大学進学等の自立生活支度費について御質問いただきました。この支度費につきましては、児童養護施設等を退所して、専門学校も含まれます大学等に進学しまして、自立生活を始める児童に対して支弁されるものでございます。進学に際しまして、必要な学用品とか参考図書類の購入費といたしまして8万1,260円。特別基準に該当する場合、特別基準と申しますのは、死亡あるいは行方不明といったことで保護者のいない児童、保護者がいる場合におきましても養育の拒否でありましたり、虐待、放任等の養育が適切でなく、保護者から大学進学等のために必要な経済的援助が見込まれない児童ということで、これに該当いたしましたら、進学に際して必要な住居費や生活費等として19万4,930円。特別基準に該当した場合には、合計27万6,190円が子供に行くということでございます。

実績という御質問でございますけれども、平成26年度末で退所いたしました児童のうち、短大に行きました子供1名、看護の専門学校に行きました子供1名、平成25年度につきましても1名、平成24年度は2名ということです。負担といたしましては、国、県、各2分の1になっております。

古川委員

これは、養護施設から大学等に進学した児童は、漏れなくもらえるということでしょうか。

日下子ども・子育て支援室長

基本的には。公的年金の給付等の受給者である場合には、対象とならない場合もございます。

古川委員

分かりました。もう一点、<sup>ほしあいゆきよ</sup>星合之代奨学基金を活用した学費や住居費、生活費の給付など支援を行っているということなんですけれども、これもどういった要件があって、額がどれくらいか、実績を教えてくださいませんか。

日下子ども・子育て支援室長

<sup>ほしあいゆきよ</sup>星合之代奨学基金についての御質問でございます。この基金につきましては、<sup>ほしあいゆきよ</sup>星合之代

さんは徳島市出身の医師で昨年度亡くなりましたけれども、施設に入っている子供が経済的理由で進学できないとか、そういったことがないように役立ててもらいたいということで、昨年度寄附を頂きまして、県の社会福祉協議会の中に基金を設置しているところでございます。

徳島県内の児童養護施設、ファミリーホーム、里親世帯の児童で、高校卒業後に学校教育法に定めます大学、短大、専門学校へ入学する児童で、中でも特に経済的援助を必要として、向学心が旺盛で、予定年限での修学が十分可能な者に対しまして、奨学金をお渡しするというものでございまして、原則といたしまして、入学金、授業料、住居費、生活費等として年額60万円を限度としてございます。

期間なんですけれども、奨学金の決定を受けた学校の一年時から最短の卒業年時までとなっております。

昨年度設置されましたので、実績としましては平成27年に進学した子供という一年間の実績しかございませんけれども、専門学校に進んだ子供3名、それから短期大学に進んだ子供2名の計5名に対して給付しております。

#### 古川委員

よく分かりました。少子化対策として、子供を増やしていくこともそうですし、子供をしっかりと育てていくというのも大きい少子化対策の柱と思いますので、両方二本柱でしっかりと進めていっていただきたいと思っております。

国において、年末に子供貧困対策に関する政策パッケージが財源も含めて出ると、多分概算要求資料から引用しているんだと思うんですけれども、社会的養護を推進していくにも、児童養護等施設退所者の自立支援の在り方等について、自立援助ホームの在り方等と合わせて検討していくということがうたわれておりますので、このあたりしっかりと見ていただいて、他県に遅れることなく、他県をリードするようなしっかりした取組を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと変わりました、潜在保育士の研修、復活させる支援事業をし始めていると思うんですけれども、予算額をかなり取っているみたいですが、なかなか最初の募集では人が余り集まっていない状況かと思っておりますけども。今、どんな対策をして、どういう状況か、ちょっと教えていただけますか。

#### 日下子ども・子育て支援室長

ただいま、潜在保育士の職場実践訓練事業についての御質問を頂きました。この事業につきましましては、待機児童を解消するために、保育の量的拡大、それに伴います保育を支える保育士の確保が課題となっているところでございます。そこで保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士の方々を対象といたしまして、保育の現場でより実践的な訓練を行うことによりまして、最新の必要なスキルを習得していただきまして、現場感覚を取り戻して、就職への自信を深めていただくといったことで、就職の促進を図るという目的で実施しているものでございます。

募集につきましましては、第一次の募集といたしまして、6月から7月末までで、保育士の登録者の方々に個別に案内を郵送するとともに、関係機関、ハローワークでありますとか、

保育士の養成校、量販店等にもパンフレット、チラシの配布を協力依頼したところがございます。

申込みの状況につきましては、第一次の募集が20名ということでございます。それから、現在、9月から第二次の募集を行っているところなんですけれども、まず一次の募集でパート勤務における条件といたしまして、一日5時間、週5日という要件を設定していたところなんですけれども、一次の募集において、週3日であるとか、一日3時間であるとかそういった希望もございましたので、この要件につきましては削除いたしまして、パート勤務も可というふうにしております。対象者の要件についても対象を拡大したところがございます。そういったように要件も緩和したところがございます。改めまして、保育士の登録者の方個別に、再度郵送をしております。それから、関係機関の協力も継続して求めておるところでございますけれども、広報媒体の活用ということで、タウン誌、生活情報誌、女性誌のほうにも案内を掲載していただいているところがございます。

9月30日現在の第二次募集の状況でございますけれども、8名の申込みをしていただいているところがございます。それで、10月1日現在、11名が訓練を実施又は終了したということで、1名の方が既に訓練を終了しまして、保育所及び訓練を受講していただいた方のニーズが一致しまして、パート勤務で継続して働いていただいているという状況でございます。

#### 古川委員

要件を緩和したり、弾力化したり、個別に案内もしてるということで、進められているのかなと思うんですけれども、やっぱりまだ今回も8名ということで、まだかなり枠が残っているということです。保育士の免許を持っても保育士になっていない人っていうのは、それなりの理由があるんだろうなと思うんで、こういう研修でのきっかけづくりだけではそんなには集まらないのかなという感じがします。ですから、なかなか給料を上げるっていうのは難しいかと思うんですけれども、何かこう、理由を掘り下げて動かしていけるような対策を考えてほしいなと思いますんで、よろしく願いいたします。

あと、また変わります、今年度から国のほうで子育て支援員制度が始まる。10月から研修開始かなと思うんですけど、こちらのほうの実施状況とか、応募状況はどうなってますか。

#### 日下子ども・子育て支援室長

研修に向けまして、今応募者を募っているところなんですけれども、今年度200名を研修の対象として見込んでおるところでありまして、申込みの状況としてそれを上回っている状況でございます。

#### 古川委員

分かりました。こちらのほうは、結構たくさん。この子育て支援の研修を受けて、研修で資格が取れたら、いろいろ子育て支援の業務を行えるということで。今、ファミリーサポートセンターで人が足りないとか、ファミリーサポートセンターで病児・病後児保育をやっているとか、そのあたりあると思うんですけれども、その二点の状況を

教えていただいでよろしいでしょうか。

谷口労働雇用課長

ファミリーサポートセンターは市町村事業でございまして、提供会員と依頼会員のマッチングをセンターのほうでさせていただくということ。

不足の状況なんですけど、実際に、提供する会員さんの数が少ないということでお聞きもしております。それぞれ各ファミリーサポートセンターにおきまして、会員増に向けて取組を進めているところで、大きく提供会員の数が少ないというのは、余りお聞きはしてありません。

もう一点、病児・病後児預かりですが、昨年11月議会で、知事のほうから本格的に病児・病後児預かりに取り掛かりますと表明させていただきました。その後、研修会等も開催し、現在、体制づくりを進めているところでございます。しかしながら、提供会員さん、実際預かる会員さんが、病気の子供さんを預かるということでもかなり不安もあるということもございまして、そこをどうクリアするか、リスクのところをどう担保するかというところを、ファミリーサポートセンターを多く受託しており、これまで制度を引っ張ってきた勤労者福祉ネットワークと詳細のほうを詰めているところでございます。

古川委員

分かりました。これについては事前に言ってなかったのだからこれ以上聞くのはやめますけど、この子育て支援新制度は4月から始まったので、一つ一つしっかりとチェックしながら進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に高齢者のほうの関係なんですけど、ケアマネジャーの研修が、来年度から研修時間とか大幅に増えるように改正されるということもございまして、なかなか研修体制ができるのが難しいと聞いておりますが、このあたり、現在どのような点に力を入れてケアマネジャー研修をしているのか、また、このファシリテーターの取得とかに対してどういう対策を考えているのか。ケアマネジャーさんの研修はすごく大事だと思うんですよね。これをきちんとやっているか、やってないかで、県の差が出てくると思いますので、これ本当に重要なことだと思うので、このあたりちょっと教えていただけますか。

春木長寿いきがい課長

ただいま、古川委員さんのほうから介護支援専門員、ケアマネジャーについての研修制度の見直し、変更点についての県の考え方という点について御質問を頂きました。

今後ますます長寿社会、高齢化が進む中で、やはり地域包括ケアシステムをうまく機能させていかなければならないという必要性がございまして。その中で、ケアマネジャーは医療職をはじめとする多職種の方々との連携、利用者個人の尊厳に十分配慮しながら自立支援に結び付けていくという大事な仕事を担います。そういった中で、質の向上といえますか、現在のレベルよりももっと引き上げていくという考え方がございまして、具体的にはケアマネジャーのペーパー試験を合格した後、今年度までですと実務研修が44時間ございまして。それが、平成28年度以降は実務研修において87時間という約倍の時間数が求められるということもございまして。それから、実務研修が終わって5年ごとに更新研修とい

うのがございまして、こちらについても時間数のほうが大幅にアップしていく状況がございまして。こういった状況を踏まえまして、先ほど委員さんからもお話があったように、ケアマネージャー研修に必要な演習助手、ファシリテーターの数を現状でも御協力いただいている中で確保するのが難しいところもあるんですけれども、より一層確保が難しくなるということが想定されます。

ですから、県といたしましても、ケアマネージャーさんの質の確保によって、そのまま県民の方々のケアマネジメントをするサービス内容が変わってくるという事実もございまして、しっかりと確保に向けて努力したいと考えております。それで、今年度の政策提言の中にも、国のほうで行うファシリテーターをできる上位の研修制度を県から毎年6名ぐらい受けているんですけれども、これについての人員の増加でありますとか、東京開催をされておりますので、できましたら大阪でありますとか、四国であるとか、徳島で開催してほしいという要望をさせていただいているところでございまして。現状といたしましては厳しい中でございまして、関係団体、介護支援専門員協会等にも協力いただきながら、この問題については対応していきたいと考えております。

#### 古川委員

こういうふうに、専門員を置いて研修をやっていくんだという制度を作っておりますけれども、とにかく時間をこなしたらいいんだっていうんでは、レベルがどんどんどんどん落ちていくと思っております。研修をどうやっていくかというのは、県のレベルで左右されると思います。どういうふうに力を入れて、特にどんな講師を呼んで、どういうふうな工夫をしながらやっていくのかという点を教えていただければよろしいですか。

#### 春木長寿いきがい課長

ただいま、研修の工夫、研修内容についての御質問がございました。今年度についても、例えば、主任介護支援専門員というケアマネージャーの上位資格がございまして、そのフォローアップ研修などを計画中でございまして。そこで、講師をお願いしたいなという人の候補もいろいろあるんですけれども、国のほうで今回の研修の制度改正に実際に携わって御議論された先生の中からお願いし、現実に制度設計された問題点であるとか、生の声を結び付け、一番新しい情報の提供に主任ケアマネージャーさんの研修で取り組んで、質の向上なりにつなげていきたいと考えております。

#### 古川委員

研修の中心になる人に、国の中心的人員を選んでほしいと思います。そういう人がやってくれて、勉強していけて、レベルが上がっていくと思うんです。

また、何年かやっていると、予算を減らそう減らそうとするので、このあたり私のほうからもきちっと言っていきたいと思うんですけど、お金をしっかりかけてやっていただきたいなと思います。

体制がなかなか整わんのであれば、例えば関西広域で一緒にやるとかですね。関西も滋賀県とか福祉関係すごく進んで、先進的な取組やっている所も結構ありますし、そういった関西でのノウハウも頂きながらという工夫もしていったらいいんじゃないかと思いま

す。関西広域でもうできてるかも分かりませんが、そのあたりも検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 山西委員

二点だけ、お尋ねをしたいと思います。石井町に徳島県がアグリサイエンスゾーンとして指定されておりますが、その点についてお尋ねをいたします。先般、徳島大学の新学部であります生物資源産業学部の新設が文部科学省に許可されました。これまで、徳島は農業が盛んな地域でありながら、中四国で唯一農業系学部がなかったことから、大変喜ばしく、大いに期待をするところであります。

さて、この新学部が石井町の農業大学校の跡地に進出するとの一部報道もあるようですが、現時点で、県と徳島大学との間でどこまで話が進んでいるのか、まずお答えいただきたいと思えます。

#### 村上経営推進課長

ただいま、旧農業大学校跡地の利用につきまして、現在どのようなお話が進んでおるかという御質問を頂きました。現時点では、来春設置されます徳島大学新学部、生物資源産業学部の研究や実習の拠点として使用が予定されているということでございますが、具体的なことにつきましては、今のところ計画等承知していることはございません。今後、具体的には、徳島大学におきまして、研究なり実習等のカリキュラムと併せて検討が行われるものと考えております。

#### 山西委員

余り具体的なところまで協議が進んでいないということございまして、これから十分な協議をされることではありますが、前向きに御検討いただいて、農業の先進地でもあります石井町に、是非進出してくださることを期待するところであります。

そこで、これから整備されるアグリサイエンスゾーンが、徳島大学、農林水産技術センターあるいは農業大学校との連携で、農業体験型施設として整備され、高齢者から子供たちまでが集い、農業を身近に感じられる県民に開かれた新たな施設になればと思えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

#### 村上経営推進課長

ただいま、旧農業大学校跡地を県民の皆様、地元の皆様にも開かれた場とすべきという御意見を頂きました。旧農業大学校跡地につきましては、平成25年4月に農業大学校が同じく石井町にございます今の農林水産総合支援技術センターに移転するまでの間、春の桜の名所であったり、秋の農大祭や各種公開講座の場といたしまして、長年にわたり、石井町をはじめ多くの皆様が開かれた場として親しまれ、御活用いただいたところでございます。なお、これらの行事につきましては、センターにおいて継続して実施しているところでございます。

先ほども申し上げましたが、今後跡地の利用につきましては、大学におきまして、カリキュラムの検討と併せて行われるものと考えておりますけれども、県としましては、ただ

いま委員からお聞きしましたような、地元の皆さんや石井町の意向も踏まえまして、大学に対し、町民の皆さんにも開かれた場としてどのようなことができるか御返答いただけるよう申し伝えてまいりたいと思います。以上でございます。

#### 山西委員

石井町民にとっても大変愛着のある場所であります。これから、県と徳島大学に加え、是非石井町も協議の中に加えていただいて、石井町が農業拠点地域として、農業の発展と六次産業化の推進が図られますように期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

続いて、待機児童の定義についてお尋ねをしたいと思ひます。徳島県は平成31年度に待機児童ゼロを目指し、様々な子育て支援に取り組んでおられるところであります。しかし、全国的に見れば、待機児童数の集計については様々な問題点が指摘されております。特に、待機児童ゼロを達成したとする横浜市や京都市では、待機中であるにも関わらず、待機児童にカウントされない事態が指摘されております。これは、例えば障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の方が、この保育所に入所させたいと希望をしても断られたケースでは、自己都合として待機児童にカウントされないという場合があるように聞いています。厚生労働省の基準では、特定の保育所などを希望し、ほかに入所可能な保育所があるのに利用を辞退したケースは、待機児童に集計されないと書かれています。また、ほかの事例では、求職活動中については、ハローワークに登録しなければ求職中と認めないケースも聞かれます。しかし、近年ではインターネット等を利用して、自宅で求職をすることも可能であります。これらは各自治体の判断に委ねられているということであり、したがって、最終的には市町村によって判断されるため、待機児童の集計にはばらつきが生じる上、意図的に待機児童を減らすということも問題点として指摘されております。

そこでお尋ねをしたいと思ひますが、待機児童の集計については、厚生労働省の定義に基づき判断されますが、先ほど指摘したように一部定義に曖昧な部分があります。もちろん市町村の判断でございますが、できる限り市町村によってばらつきや差異が生じないよう、県としては取り組んでいただきたいと思います。このような全国的に指摘をされております問題について、担当室としてどのように認識されているのかお尋ねしたいと思います。

#### 日下子ども・子育て支援室長

ただいま、待機児童の定義、扱いといったことの御質問かと思ひます。平成27年4月1日現在の待機児童数が発表されたところでございますけれども、県内の状況におきましては、徳島市が36名、石井町が9名、北島町が7名、藍住町が5名の計57名ということで、平成26年4月1日現在が41人でしたので、16人増加しているところでございます。

待機児童の定義ということなんですけれども、待機児童といひますのは保育の必要性が認められて保育所等に入所できない子供と考えてございますけれども、子ども・子育て支援新制度になりまして、例えば、就労におきましては昼間の労働をすることが常態というのがパートタイムに拡大されるようになったと、それから求職活動とか、就学についても明記されたところでございます。委員の御質問の中にもございました求職活動につきましては、先ほどハローワークに登録しなければという所もあるということでございます。

れども、国のほうからは、ハローワークに登録することは必須ではなく、そのほか様々な求職活動の形態がございますので、保護者からの求職活動状況の申告に基づきまして、市町村が判断しているところがございます。それから、障がいにつきましても、保育の必要性の一つの事由になってございます。

その状況の中で、市町村の判断となってきますけれども、市町村が地域の実情とか、申込者の状況により判断しますけれども、公費で施設が運営されていることもございまして、委員の御意見のように、県内の待機児童の扱いに大きな差異が生じてはならないと考えております。もちろん、地域の実情というものもございまして、県といたしましても各市町村の状況の把握に努めますとともに、市町村が個々の保育の必要性を的確に見極めまして、地域の子育て支援を図れますように、市町村との情報や意見を交換いたしまして、助言・支援に努め、市町村と連携してまいりたいと考えております。

#### 山西委員

先ほど、今年度4月1日現在の待機状況について、徳島県内では57名で、去年は41名ですから、16人増加ということで御報告いただきました。これにつきましては、先ほど室長からもお話ございましたように、保育の必要性の事由が拡大されたことによりまして、大分保育所に入りやすくなってきていると受け止めています。今年度も若干待機児童が増加したというのは、ある意味当然の話であります。

どうか、徳島県において今後待機児童ゼロを目指していかれるわけですから、その目標に向かって進んでいく中で、待機児童をゼロにすることを目指す余り、横浜市や京都市のように本当の意味での待機児童を置き去りにすることなく、実数を把握していただきますように、担当室長にはお願いをして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 南委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

#### 南委員長

徳島県過疎地域自立促進方針という資料の中で、上水道設備の過疎地域での普及率は87.9パーセント。県内の平均が96パーセントあるのと比べると、8パーセントほど低いわけですが、その普及していない理由は、山間部に人家が少ない中で、整備するのにお金がかかるという地域が多いと思うんですよね。なぜ、そういう所にもともと水道が普及していないかという、非常に費用負担が大きく、加入金が払えないから水道の組合が作れなかったりして、水道が普及していないんです。

その中でも更に過疎化が進んで2軒、3軒という形になってきて、そういう家は山の奥からホースで水道を引いてきて水を用意しているわけですが、台風が来ると、そこに枯れ葉が積もって水が出なくなる。そうすると、台風明けのぬかるんだ所へ行って枯れ葉をのけたりして整備しなきゃいけないわけですが、整備するとき年寄りだから自分では行けなくて息子さんが行ったりもするんですが、そのときにぬかるんでる中で道で滑って大け

がをしたり、あるいは亡くなったりということがあるんですね。そういう人命に関わってきている中で、経済、合理性だけで水道の普及っていうのを言っていると、次々と事故が起こる元になっていく。

市町村も随分問題を深刻に考えていて、そういう地域への水道の普及を考えているところなんですけど、県として、水道の未普及地域の解消を図るために、これまでと違うような形で負担とか援助がしていけるのかお聞きしたいと思います。

#### 篠原県民暮らし安全局長

ただいま、南委員長のほうから過疎地における上水道、特に簡易水道の普及について、御質問いただきました。水道につきましては、健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない物でございます。社会生活や地域経済を支える基幹的な施設として、整備を図ることは地域として大変重要な課題であると認識しております。しかしながら、本県の市町村等の水道事業体につきましては、ほとんどが中小規模でございます。経営的にもぜい弱な事業体が多い状況でありますことから、今僅かに残ります水道未普及地域の解消はかなりの困難な課題となっております。市町村等の水道事業体は、未普及地の解消につきまして、それぞれの地域の実情も踏まえまして行っているところでございます。県といたしましても、その地域にふさわしい安全で衛生的な飲料水が確保できますよう、市町村の御意向も十分お聞きしまして、関係部局とも十分連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。また、水道施設の整備促進のためには助成制度の充実強化が必要でございます。国に対して採択基準の緩和や補助率の引上げについて提言を行ってきたところでございます。今後とも各市町村に対しまして、指導や助言を行うとともに、助成制度の充実強化に向けまして、国への要望につきまして、あらゆる機会を捉えて行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 南委員長

これまでも、水道組合を作って、加入金の負担が非常に大きかった。人家が多い頃ですらできなかったのが、人が減ってくると、そういう負担にはなかなか耐えられない。ただ、水がないことには生活ができませんから、そういう所に対して、これまでの仕組みとは違った形で水道の普及を図ってほしいなとお願いいたしまして、質問を終わります。

#### 南委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、過疎・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時24分)